

権利関係②③ 委任

○×式確認問題 【解答・解説】

- × 委任契約は、特約がない限り、受任者に報酬を支払う義務がある契約である。
委任契約は原則無償の契約で、報酬支払い義務はない。特約によって有償とすることができる
- × 委任者は、受任者が委任による事務処理を行うに当たり、必要な費用を請求された場合には、当該事務処理終了後に支払う義務を負う。
委任事務処理費必要な費用は、前払いが原則である。終了後ではない
- × 委任契約の受任者は、報酬の有無にかかわらず、善良な管理者の注意をもって委任された事務を処理する必要はない。
委任契約に関する事務所等には、善管注意義務が要求されている
- × 委任契約の受任者は、委任事務に関する報告を定期的にしなければならない義務を負う。報告は、委任者から請求があったときや委任が終了したときにすれば足りる
- × 委任契約の当事者は、いつでも告知よって、委任契約を解除することができる。ただし、相手方が不利な時期等に解除した場合やむを得ない場合を除いて、損害を賠償しなければならない。これにより契約が解除されると、その効果は起算日にさかのぼる。
前半は正しいが、後半の契約解除の効果は非遡及効なので、解除から将来に向かってのみ生じる